

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和6年1月9日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 アークガレリア長岡B街区
所在地 長岡市堺町字蒲田25-1 外
設置者 アークランズ株式会社 他1者
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 計1,486平方メートル
(変更後) 計3,962平方メートル
 - (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐輪場の位置
(変更前) 届出書に添付された図面のとおり
(変更後) 届出書に添付された図面のとおり
 - イ 荷さばき施設の位置
(変更前) 届出書に添付された図面のとおり
(変更後) 届出書に添付された図面のとおり
 - ウ 廃棄物等保管施設の位置
(変更前) 届出書に添付された図面のとおり
(変更後) 届出書に添付された図面のとおり
 - (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ・D棟
(変更前) なし
(変更後) 午前6時15分から午後9時00分
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前9時30分から午後9時30分
(変更後) 午前6時00分から午後9時30分
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前) ・出入口の数 6箇所
・位置 届出書に添付された図面のとおり
(変更後) ・出入口の数 5箇所
・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - ・荷さばき施設D
(変更前) なし
(変更後) 午前6時00分から午後9時00分
- 3 変更年月日
 - 2-(1)、(2) 令和6年8月23日
 - 2-(3) 令和5年12月23日
- 4 変更の理由
D棟の新設に伴い施設の配置と運営方法に変更が生じるため
- 5 届出年月日
令和5年12月22日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課

(なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。)

- 7 縦覧期間
令和6年1月9日から令和6年5月9日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援班
電 話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp